2　公証人は、前項の定款の認証を行う場合において、同項第一号に規定する実質的支配者となるべき者が、暴力団員又は国際テロリストに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならない。	

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年十一月三十日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた嘱託に係る会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及び第百五十五条の規定による定款の認証に関する手続については、なお従前の例による。